

○青山学院大学公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する内規

(2008年7月14日制定)

改正 2009年11月6日 2013年12月9日

2014年10月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、青山学院大学(以下「本学」という。)における研究費の運営、管理及び監査(以下「運営等」という。)の実施体制について定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この内規において「配分機関」とは、研究費を配分する文部科学省その他の公的機関をいう。

2 この内規において「研究費」とは、配分機関から配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究費をいう。

3 この内規において「所属教員」とは、本学に所属する教育職員をいう。

4 この内規において「研究代表者」とは、所属教員で配分機関から研究費の配分を受ける者をいう。

5 この内規において「研究分担者」とは、所属教員で研究費の分担金の配分を受ける者をいう。

6 この内規において「研究者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。

7 この内規において「使用ルール等」とは、研究費の使用に係る法令、配分機関が定める使用ルール、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)及び本学の諸規則等をいう。

8 この内規において「不正行為」とは、使用ルール等に反する行為をいう。

第2章 研究費の運営等の実施体制

(研究費の管理)

第2条 大学事務局(以下「事務局」という。)は、研究者である所属教員に代わり、以下の研究費の管理を行う。

(1) 研究代表者である所属教員に配分された研究費

(2) 研究代表者から研究分担者である所属教員に配分された研究費

(責任体系の明確化)

第3条 本学に、研究費の運営等及びその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

(4) コンプライアンス推進副責任者

- 2 研究推進部は、最高管理責任者の指示の下に、不正防止計画推進部署として、不正行為を防止するための計画(以下「不正防止計画」という。)に基づいて、本学全体の具体的な対策の企画、実施及び結果の検証を行う。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営等について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、総務担当の副学長とする。

- 2 統括管理責任者は、研究費の運営等について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、以下のとおりとする。

(1) 学部及び研究科(以下「学部等」という。)の長

(2) 事務局長

(3) 前2号に規定するもののほか、最高管理責任者が委嘱する者

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下に、統括する学部等、事務局その他の本学の組織における研究費の運営等について実質的な責任と権限を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括する学部等、事務局その他の本学の組織において、コンプライアンス推進副責任者を委嘱することができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進副責任者は、以下のとおりとする。

(1) 学部等のコンプライアンス推進責任者が委嘱する者

(2) 事務局

イ 庶務部長

ロ 庶務部経理課長

ハ 庶務部施設課長

ニ 相模原事務部長

ホ その他事務局長が委嘱する者

(3) 前条第1項第3号に規定するコンプライアンス推進責任者が委嘱する者

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐する。

(研究費に係る事務)

第8条 事務局は、第2条の規定により、研究者に代わり、研究費の執行に係る事務手続をとる。この場合において、当該事務手続は、研究者である所属教員の申請に基づくものとする。

- 2 研究費の執行に係る事務処理体制は、以下のとおりとする。

(1) 青山キャンパス

- イ 執行依頼書の受付、執行内容確認及び執行手続は、研究推進部が行う。
- ロ 物品等の発注、契約、納品検収及び備品登録は、庶務部施設課が行う。
- ハ 支払証憑の確認及び支払事務は、庶務部経理課が行う。
- ニ 資料の備品登録は、学術情報部図書課が行う。

(2) 相模原キャンパス

- イ 執行依頼書の受付、執行内容確認及び執行手続は、相模原事務部研究推進課が行う。
- ロ 物品等の発注、契約、検収確認及び備品登録は、相模原事務部庶務課の施設業務を担当する者が行う。
- ハ 支払証憑の確認及び支払事務は、相模原事務部庶務課の経理業務を担当する者が行う。
- ニ 資料の備品登録は、相模原事務部学術情報課の図書館に係る業務を担当する者が行う。

(研究費の執行等に関する相談窓口)

第9条 使用ルール等及び研究費の執行に係る事務手続に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2 相談窓口は、以下の各号に規定するキャンパスに応じて、当該各号に規定する事務組織内に置く。

- (1) 青山キャンパス 研究推進部
 - (2) 相模原キャンパス 相模原事務部研究推進課
- (研究費の使用)

第10条 研究費の使用は、使用ルール等に基づいて行う。

2 本学における研究費の執行に関する手続については、青山学院大学公的研究費の使用に関する内規による。

(使用ルール等の明確化、周知等)

第11条 統括管理責任者は、本法人及び本学の諸規則の明確化及び統一化を図るとともに、ハンドブック等の補完資料を整備し、使用ルール等を研究者、事務職員その他研究費の管理に係る業務に従事する者(以下「事務職員等」という。)に周知する。

(使用ルール等の遵守)

第12条 研究者及び事務職員等は、使用ルール等を遵守しなければならない。

2 研究者及び事務職員等は、研究費の交付を配分機関に申請するに当たって、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(研究者及び事務職員等の意識の向上)

第13条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員等の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を定期的を開催する。

2 研究者及び事務職員等は、前項の説明会、研修等に参加し、研究費の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。

(研究費の適正な執行の確保)

第14条 事務局は、研究費が研究計画に基づいて適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて、改善策を講じ、及び当該研究費に係る研究者に対して指示をする。

(個別モニタリング等の監査活動)

第15条 研究推進部は、不正行為が発生しやすい要因に着目した個別モニタリング等の監査活動の実施を通じ、本学全体の視点からの点検及び検証に努める。

2 研究推進部は、前項の監査活動を行うに当たっては、監査室と連携する。

(不正要因の把握及び不正防止計画の策定)

第16条 研究推進部は、不正を発生させる要因を把握し、その内容を説明会において公表する。

2 研究推進部は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者に意見を聴いた後に、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画を策定する。

3 研究推進部は、前項の規定により策定した不正防止計画を、本学のホームページ等において公表する。

(監査体制)

第17条 研究費の執行の検証及び点検機能をより実効性のあるものとするため、第15条第1項に規定する監査活動のほか、監査室による監査を実施し、必要に応じて本法人が行う公認会計士による外部監査等を受けるものとする。

(監査結果の公表)

第18条 研究費の適正な執行に関する理解を深めるために、前条に規定する監査の結果を広く研究者に公表する。

第3章 不正行為に係る本学の対応

(不正行為に係る本学の対応)

第19条 不正行為に係る本学の対応は、通報等の受付、調査、認定、是正措置、公表等とする。

(通報窓口の設置)

第20条 不正行為への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために、不正行為に関する通報若しくは情報提供又は告発(以下「通報等」という。)を受け付ける窓口(以下「窓口」という。)を法人本部総務部法務課内に置く。

- 2 窓口は、通報等を受け付けた場合は、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に、速やかに当該通報等の内容を報告しなければならない。
- 3 窓口に通報又は告発をする者(以下「通報者」という。)及び情報提供をする者(以下「情報提供者」という。)を保護するため、通報者及び情報提供者(以下「通報者等」という。)の氏名秘匿等を保障する制度を設ける。

(不正行為に係る調査)

第 21 条 この内規に定める不正行為の調査は、予備調査及び本調査並びに再調査とする。

(秘密保持)

第 22 条 不正行為に係る本学の対応に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 通報等に基づく調査の実施に当たり、通報者等の秘密を守るため、当該通報者等が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(予備調査)

第 23 条 予備調査は、以下のいずれかに該当する場合は、行わなければならない。

- (1) 通報又は告発を受け付けた場合
 - (2) 第 20 条第 1 項の情報提供について、情報提供された内容が学校法人青山学院就業規則(以下「就業規則」という。)第 46 条各号に規定する懲戒事由のいずれかに該当するおそれがあると最高管理責任者が判断する場合又は予備調査の必要があると最高管理責任者が判断する場合
 - (3) 最高管理責任者が、通報等の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき、不正行為の存在の可能性があると判断し、予備調査の実施を命じた場合
- 2 最高管理責任者は、予備調査の対象となった通報等の内容(以下「予備調査対象事案」という。)に関するコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者の中から若干名の予備調査を行う者(以下「予備調査担当者」という。)を委嘱する。ただし、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者の中から委嘱することが適当ではないと最高管理責任者が判断するときは、この限りでない。
 - 3 予備調査担当者は、通報等に係る書面(情報提供の内容を記録した書面を含む。以下同じ。)又は通報者等からの事情聴取に基づき、不正行為の存在の有無の可能性について調査する。
 - 4 予備調査担当者は、必要があると認める場合、予備調査の対象となった者から事情聴取をすることができる。
 - 5 予備調査担当者は、予備調査の結果を、最高管理責任者に報告する。
 - 6 最高管理責任者は、前項に規定する報告に基づいて、本調査の要否を決定する。
 - 7 最高管理責任者は、前項に規定する決定の結果を、予備調査対象事案に係る配分機関に報告する。

- 8 第6項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、第1項第1号及び第2号の規定に該当する事案にあつては通報等を受け付けてから、同項第3号の規定を適用する事案にあつては最高管理責任者が当該事案について不正行為の存在の可能性があると判断したときから、30日以内とする。

(予備調査に代わる調査)

第24条 最高管理責任者は、第15条に規定する監査活動の結果又は監査室、学部等若しくは事務局における調査(本学が設置する委員会による調査を含む。)の結果に基づき、不正行為の存在の可能性がある高いと判断した場合は、当該監査活動又は当該調査(以下「監査活動等」という。)を予備調査とみなし、本調査の要否を決定することができる。

- 2 前項に規定する決定の結果を、予備調査に代わる監査活動等の対象となった事案に係る配分機関に報告する。
- 3 第1項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、最高管理責任者が第1項に規定する予備調査に代わる監査活動等の結果の報告を受けてから30日以内とする。

(本調査委員会)

第25条 最高管理責任者は、第23条第6項又は前条第1項の規定により本調査の実施を決定した場合は、速やかに本調査を開始しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施するための委員会(以下「本調査委員会」という。)を置く。

- 3 本調査委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 統括管理責任者が委嘱する教員 若干名
- (3) 庶務部、研究推進部及び相模原事務部の部長及び課長のうちから統括管理責任者が委嘱する者 若干名
- (4) 弁護士、公認会計士等の第三者から統括管理責任者が委嘱する者 若干名
- (5) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

- 4 前項第4号に規定する委員は、本学、通報者等及び本調査の対象となった者(以下「本調査対象者」という。)と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号に規定する委員をもって充てる。

(本調査の実施)

第26条 本調査委員会は、不正行為の有無、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正に使用した金額等について調査する。

- 2 本調査委員会は、本調査の実施に当たって、調査方針、調査対象、調査方法等について、本調査の対象となった事案(以下「本調査対象事案」という。)に係る配分機関に報告し、又は協議しなければならない。

3 本調査委員会は、通報者等、本調査対象者その他本調査対象事案の関係者(以下「関係者」という。)に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他本調査に必要な事項を求めることができる。

(本調査対象者の弁明機会)

第 27 条 本調査委員会は、不正行為の有無の認定に当たっては、本調査対象者に対し、書面若しくは口頭又はその双方による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の有無の認定等)

第 28 条 本調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無の認定及び就業規則第 46 条に規定する懲戒事由に該当する可能性の有無について審議し、その結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項に規定する報告に基づき、不正行為の有無について認定する。

3 最高管理責任者は、前項に規定する認定の結果を、通報者等及び本調査対象者に対し、文書をもって、通知する。ただし、通報者等に対しては、通報窓口を通じるものとする。

(外部の機関等による調査)

第 29 条 最高管理責任者は、外部の機関等における信頼すべき調査により、明らかに不正行為の存在が認められる場合は、当該調査を本調査とみなすことができる。

(異議申立て)

第 30 条 本調査対象者及び通報者等は、第 28 条第 2 項に規定する認定の結果について、最高管理責任者に対して、異議申立てをすることができる。

2 異議申立てに当たっては、本調査対象者及び通報者等は、所定の異議申立書に当該異議申立ての根拠を示す資料等(以下「異議申立書等」という。)を添えて、最高管理責任者に提出しなければならない。この場合において、通報者等は、通報窓口を通じて、提出する。

3 異議申立ては、最高管理責任者が第 28 条第 3 項に規定する通知をした日から、30 日以内に行わなければならない。

4 最高管理責任者は、異議申立書等に不備がないこと及びこれらに記載された事項の内容が不十分ではないことを確認した上で、異議申立書を受理する。

5 前各項に規定するもののほか、異議申立てに関し必要な事項は、最高管理責任者が決定する。

(再調査)

第 31 条 最高管理責任者は、前条第 4 項の規定に基づき、異議申立書等を受理した場合は、速やかに次項の再調査を開始しなければならない。

2 本調査の結果を検証する調査(以下「再調査」という。)を実施するため、再調査委員会を置く。

- 3 再調査委員会は、最高管理責任者が委嘱する委員若干名で構成する。この場合において、本学、通報者等及び本調査対象者と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の第三者を当該委員会の委員に含めるものとする。
- 4 本調査委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。
- 5 第3項の委員は、本学の職員以外の者に委嘱することができる。
- 6 再調査に当たっては、第26条から第28条までの規定を準用する。この場合において、再調査委員会は、必要があると認める場合は、再調査の対象となった事案に係る本調査の結果判明した明白な事実を再調査における証拠として採用し、及び本調査において提出された関係資料を再調査における証拠資料として採用することができる。
- 7 通報者等及び本調査対象者は、再調査に基づく最高管理責任者の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(配分機関への報告)

第32条 最高管理責任者は、本調査対象事案に係る配分機関に対して、本調査(再調査を含む。以下この条において同じ。)の結果を、以下に規定する内容を含めた上で、報告しなければならない。この場合において、当該報告の期限は、第23条第8項又は第24条第3項の報告の起算日から210日以内とする。

- (1) 本調査対象者その他関係者の処分
 - (2) 不正行為の発生要因
 - (3) 本調査に係る研究者が関与する本調査対象事案に係る研究費以外の研究費の管理及び監査の実施体制の状況
 - (4) 再発防止策等
 - (5) 前各号に規定するもののほか、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、本調査の途中であっても、不正行為が一部でも確認された場合には速やかに認定し、その認定の結果を、前項の配分機関へ報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、第1項の配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
 - 4 前3項に規定するもののほか、第1項の配分機関の求めに応じ、正当な事由がある場合を除き、本調査に係る資料を提出し、若しくは閲覧に供し、又は当該配分機関による現地調査を受けなければならない。

(研究費に係る返還命令)

第33条 最高管理責任者は、前条の規定による報告の結果、前条第1項の配分機関から返還命令を受けた不正行為に係る研究費の一部又は全部(以下「返還金」という。)について、必要があると認めるときは、当該返還金を本調査対象者から徴収することができる。この場合において、当該返還金に加えて、当該配分機関から納付を求められた金額がある場合は、当該金額を本調査対象者から併せて徴収することができる。

(本学の措置)

第 34 条 最高管理責任者は、第 30 条第 1 項の異議申立てがなされなかったとき又は第 31 条に規定する再調査に基づく不正行為の有無の認定がなされたときは、本調査対象事案に係る不正行為の有無についての認定の最終結果を理事長に報告する。

2 最高管理責任者は、不正行為があったと認定された場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずる。

3 最高管理責任者は、不正行為の内容が私的流用である等、悪質性が高いと認められる場合で、必要があると認めるときは、法的措置を講ずる。

4 最高管理責任者は、不正行為があったと認定されなかったときは、必要に応じて通報者等、本調査対象者その他関係者への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

(不正に関与した業者等への対応)

第 35 条 最高管理責任者は、不正行為があったと認定された場合で、業者等が当該不正行為に関与していたときは、当該業者等に対して損害賠償請求を行うとともに、その不正行為の内容に応じ、一定期間本学との取引等を停止する。

2 前項の取引等の停止期間については、前項の不正行為に係る配分機関が決定する不正行為を行った研究者に対する研究費の配分停止期間等を勘案して、最高管理責任者が決定する。

(調査結果の公表)

第 36 条 最高管理責任者は、不正行為があったと認定されたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。

2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。

(調査への協力)

第 37 条 通報者等、本調査対象者その他関係者は、正当な理由がある場合を除き、この内規に規定する調査に誠実に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。本法人を退職した後も同様とする。

(研究費の使用の停止)

第 38 条 最高管理責任者は、必要があると認める場合、本調査対象者に対して、本調査の実施中における、本調査対象事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

(不利益扱いの禁止)

第 39 条 第 37 条に規定する調査に協力した者(以下「調査協力者」という。)は、そのことを理由とした不利益な取扱いを受けない。

2 本法人及び本学は、調査協力者に対し、調査に協力したことを理由として不利益な取扱い等をした者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分その他適切な措置を講ずる。こ

の場合において、正当な理由なく、調査に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

(関連資料の保管)

第40条 研究推進部は、最高管理責任者の指示に基づき、第21条に規定する不正行為に係る調査の記録及び関係資料について、学校法人青山学院文書保存規則の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、通報者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管し、及び保存しなければならない。

第4章 補則

(定めのない事項)

第41条 この内規に定めのない事項については、最高管理責任者が、決定する。

(所管)

第42条 この内規は、研究推進部が所管する。

(改廃手続)

第43条 この内規の改廃は、学部長会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この内規は、2008年7月15日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2009年11月6日)

この内規は、2009年11月7日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則(2013年12月9日)

この内規は、2013年12月10日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則(2014年10月27日)

この内規は、2014年10月28日から施行し、2014年4月1日から適用する。